

近畿マスターズ陸上競技連盟規約

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この会は、近畿マスターズ陸上競技連盟（以下「連盟」という。）と称する。
2 この連盟の英文表記は、KINKI MASTERS ATHELETIC ASSOCIATION とし、略称をKMAAとする。

(目的)

- 第2条 この連盟は、会員相互の親睦と技能の向上を図り、マスターズ陸上競技を通じて、陸上競技の普及・発展に寄与するとともに、加盟団体間の連絡・協調をはかることを目的とする。

(事業)

- 第3条 この連盟は、目的達成のため次の事業を行う。
(1) 近畿マスターズ研修会、講習会等の開催
(2) 近畿マスターズ陸上競技選手権大会、近畿マスターズ駅伝競走大会およびその他の競技会の開催
(3) 各種陸上競技大会等への参加および協力
(4) その他必要とする事項

第2章 組 織

(構成)

- 第4条 この連盟は、第5条に規定する会員をもって構成する。

(会員)

- 第5条 この連盟の会員は、次の2種とする。
(1) 登録会員
近畿各府県のマスターズ陸上競技連盟（以下「各府県連盟」という。）に登録した会員で、かつ、この連盟に登録した個人
(2) 賛助会員
この連盟の趣旨に賛同し、経済的支援をした個人および法人
2 前項第1号に規定する各府県連盟は、付則に規定する。
3 前項第2号の賛助会員の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 役員及び事務局

(役員定数および種別)

- 第6条 この連盟に、次の役員を置く。
(1) 理 事 7人以上、25人以内
(2) 監 事 1人以上、2人以内
2 前項の理事の種別は次のとおりとする。
(1) 会 長 1人
(2) 副会長 5人以内
(3) 理事長 1人
(4) 副理事長 5人以内
(5) 理 事 12人以内
(6) 会計担当理事 1人

(役員職務)

第7条 会長は、この連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、この連盟の業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、この連盟の業務を分担して執行する。
- 6 会計担当理事は、この連盟の会計実務を執行する。
- 7 監事は、この連盟の業務および会計を監査するとともに、理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 8 役員業務分掌および第2項、第4項の職務代行基準については、理事会で別に定める。

(役員選出)

第8条 理事は、別に定める基準により各府県連盟が推薦する者とする。ただし、被推薦者は就任時に各府県連盟の理事であることを要する。

- 2 前項の理事のなかから会長、副会長、理事長、副理事長、会計担当理事を次の基準により理事会で選出する。
 - (1) 会長、副会長は、理事の互選による。
 - (2) 理事長は、第11条に規定する事務局を設置する当番県から推薦のあった理事長候補を理事会で選出する。
 - (3) 副理事長は、当番県以外の府県連盟から推薦のあった副理事長候補を理事会で選出する。
 - (4) 会計担当理事は、当番県から推薦のあった理事を理事会で選出する。
- 3 監事は、前期および前々期の当番県の府県連盟から推薦のあった監事候補を理事会で選出する。ただし、この連盟の理事を兼ねることはできない。

(欠員補充)

第9条 この連盟の理事に欠員が生じた場合は、欠員となった理事の所属する各府県連盟の推薦に基づき、理事会の承認を経て欠員補充することができる。

- 2 この連盟の監事に欠員が生じた場合は、欠員となった監事の所属する府県連盟の推薦に基づき理事会の承認を経て欠員補充することができる。

(役員任期等)

第10条 役員任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の理事会が終結するまで任期を伸長する。
- 3 補欠のためまたは増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

(事務局)

第11条 この連盟の事務局は、各府県連盟持ち回りで、別に定める1期2年の輪番制に基づいて設置する。ただし、特別な事情がある場合、理事会の決議に基づいて設置順および設置期間を変更することができる。

- 2 前項の輪番制に基づいて事務局が設置された府県連盟を当番県という。
- 3 事務局に関する事項については細則で別に定める。

第4章 会 議

(種類)

第12条 この連盟の会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 理事会

(2) 理事長会

2 前項の会議は、リモート会議での開催を可とする。

(構成)

第13条 理事会は、第6条に規定する理事をもって構成する。

2 理事長会は、第6条に規定する理事長、副理事長をもって構成する。ただし、別に定める基準に基づいてオブザーバーの参加を認めることができるが、オブザーバーは議決権を有しない。

3 前項の規定にかかわらず、会長、副会長は理事長会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(機能)

第14条 理事会は、この連盟の最高議決機関で、この規約に定めること以外に次の事項の審議等を行う。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
- (3) 役員を選出および承認等に関する事項
- (4) 規約の改廃等に関する事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長会は、この規約に定めること以外に次の事項の審議等を行う。

- (1) 理事会から付託を受けた事項の審議等
- (2) 会長から付託を受けた事項の審議等
- (3) この連盟の事業の調整
- (4) 各府県連盟間の情報交換・調整
- (5) 共通課題の整理・提言等

3 理事長会は、前項の目的達成のため第28条に規定するプロジェクトチームを設置することができる。

(開催)

第15条 理事会は年2回以上開催する。

2 理事長会の開催は、随時とする。

(招集)

第16条 理事会の招集は、会長が行う。

2 理事長会の招集は、理事長が行う。

(議長)

第17条 理事会の議長は、会長または会長の指名する副会長が行う。

2 理事長会の議長は、理事長または理事長の指名する副理事長が行う。

(議決)

第18条 理事会および理事長会は、構成理事の現在数の過半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等－理事会)

第19条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない場合は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(表決権等－理事長会)

第20条 理事長および副理事長の表決権は、平等なるものとする。

2 理事長または副理事長が理事長会に出席できない場合は、本人出席のみを有効とし、

他の理事を代理人として表決を委任することはできない。

3 理事長会出席者数が第13条第2項に規定する構成理事の現在数の過半数以上に達しないときは、理事長情報交換会とし、理事長会としての議決はできない。

(議事録－理事会)

第21条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、各府県連盟に送付しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数および出席者数ならびに出席者氏名
(委任状による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において出席理事から選任された議事録署名人1人以上が記名押印、または署名しなければならない。

(議事録－理事長会)

第22条 理事長会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、各府県連盟に送付しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事長および副理事長総数および出席者数ならびに出席者氏名
(オブザーバー出席者の氏名も記載すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および議長が指名する副理事長1名が記名しなければならない。

第5章 会 計

(会費等)

第23条 この連盟の会費等は、次のとおりとする。

- (1) 府県連盟分担金 30,000円
- (2) 登録会員年会費 200円
- (3) 賛助会員年会費 会費は別に定める。

2 前項の会費等は、理事会の承認により変更することができる。

3 第1項の会費等の納入時期は、12月末日までとする。

(経費の支弁)

第24条 この連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 府県連盟分担金
- (2) 登録会員年会費
- (3) 賛助会員年会費
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

2 この連盟の理事および監事は無報酬とするが、交通費等の必要経費については別に定める基準により支給することができる。

(会計)

第25条 この連盟の会計は、理事長が総括し、会計実務を会計担当理事が担うものとする。

2 会計に関する取扱いについては、理事会の決議を経て会長が定める。

(会計年度)

第 26 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 連合理事候補の推薦

(連合理事候補の推薦)

第 27 条 この連盟から推薦する公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合（以下「連合」という。）の理事候補は、理事会において選出する。

2 連合理事候補の推薦に関する細則は、別に定める。

第 7 章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチーム)

第 28 条 理事長会から付託を受けた、この連盟の共通課題の整理・提言等を行うため第 14 条第 3 項に規定するプロジェクトチームを設けることができる。

2 プロジェクトチームは、理事長会のもとに課題ごとに設けることとし、必要な事項については別に細則を定める。

(構成)

第 29 条 プロジェクトチームは、理事長会で指名したこの連盟の理事および府県連盟が推薦する者で構成する。

2 前項のプロジェクトチームは、チームリーダーを置くことができる。

(開催・招集)

第 30 条 プロジェクトチームの開催は、課題の整理・提言期間内に随時とし、リモート会議の開催もできるものとする。

2 プロジェクトチームの招集は、理事長またはチームリーダーが行う。

第 8 章 雑 則

(雑則)

第 31 条 この規約について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

(付則)

1 この連盟の規約は、2022（令和 4）年 5 月 21 日から施行する。これに伴い 2014（平成 25）年 4 月 29 日施行の改正規約は廃止する。

2 この規約 5 条第 2 項に規定する府県連盟は以下の 2 府 4 県のマスターズ陸上競技連盟をいう。

滋賀（25）、京都（26）、大阪（27）、兵庫（28）、奈良（29）、和歌山（30）

3 この規約第 6 条に規定する役員定数および第 8 条の役員選出規定の適用は、2023 年・2024 年度期の役員改選から適用する。

4 この規約第 6 条第 1 項第 1 号に規定する理事 25 人の各府県連盟の基本推薦枠は下表のとおりとする。ただし、基本推薦枠には女性 1 人以上を含むこととする。

	基本推薦枠	備 考
当 番 県	5 人	会計担当理事 1 人を含む
当番県以外	4 人	
近 畿 合 計	25 人	

近畿マスタース陸上競技連盟の日本マスタース陸上競技連合理事
推薦候補選出に関する細則

(目的)

第1条 公益社団法人日本マスタース陸上競技連合（以下「連合」という。）の「加盟団体等々に関する規定」「役員・正会員選出規定」に基づき連合から近畿マスタース陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）の推薦理事候補の選考依頼のあった場合の手続きについて定める。

(推薦理事の選出)

第2条 連合理事候補の推薦決議は、本連盟の理事会にて行う。

(理事推薦候補の資格)

第3条 本連盟の推薦理事に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 本連盟の府県マスタース陸上競技連盟の登録会員で、かつ、連合の登録会員であること。

(2) 推薦時に本連盟の理事または監事であること。

(解釈・改廃)

第4条 本細則の解釈に疑義ある場合は、本連盟の理事会において解釈を統一し、付則に規定するものとする。

2 本細則の改廃は、会長の発議により本連盟の理事会にて行う。

(付則)

1 この細則は、2022（令和4）年5月21日から施行する。これに伴い2013（平成25）年12月21日施行の改正規約は廃止する。